

オンライン
相談あり

杉並区 専門家による

空家等総合無料相談

弁護士や宅建士など複数の専門家に同時に空家等に関する悩みを無料で相談できます。

空き家の維持管理、相続、売却、解体のことなどお気軽にご相談ください。

希望者はオンライン相談も可能です。



- 空家の維持管理
- 売却・賃貸借
- リフォーム・建替え
- 相続・税金
- 利活用 etc…

相談日：毎月第3木曜日

時間：①午前9:20~10:05
②午前10:15~11:00
③午前11:10~11:55
①~③のいずれか1枠

受付場所：杉並区役所 西棟5階住宅課
開始時刻の5分前までにお越しください

相談方法：対面・オンライン

対象：①区内の空家等の所有者等
②区内在住で区外の空家等の所有者等

※1 空家等には空き家となるおそれのある建物も含まれます

※2 所有者等には親族や代理人を含みます

相談員：奇数月 弁護士/建築士/宅建士
偶数月 司法書士/税理士/宅建士

申込方法：電話/郵送/FAX/フォーム

対面は相談日の2日前、オンラインは相談日の10日前までにお申し込みください。

※対面の場合は、予約に空きがあれば当日参加も可能です。

日時や申込方法の詳細は裏面をご覧ください。



日程と相談員



相談日

令和6年：4/18・6/20・8/15・10/17・12/19
令和7年：2/20

相談員

司法書士・税理士・宅建士

令和6年：5/16・7/18・9/19・11/21
令和7年：1/16・3/21(金)

※3月は第3木曜日が祝日のため、翌日が開催日です。

弁護士・建築士・宅建士

お申込み



電話によるお申込み

杉並区役所 住宅課 空家対策係
03-3312-2111 (代表)

郵送またはFAXによるお申込み

郵送：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所住宅課空家対策係宛
FAX：03-5370-0689

「空家等の総合相談申込票兼相談カード」に、住所・氏名・相談内容等を明記のうえ、提出してください。※「空家等の総合相談申込票兼相談カード」は区公式HPにあります。

インターネットによるお申込み

二次元コードを読み取り、申込フォームから予約してください。



【杉並区住宅課空家対策係】